

河内町告示第4号

令和6年第1回（3月）河内町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年2月13日

河内町長 野 澤 良 治

1. 期 日 令和6年3月7日

2. 場 所 河内町議会議場

令和6年第1回（3月）河内町議会定例会会期日程表

日次	月 日	曜日	会議時刻	種 別	内 容
1	3月7日	木	午前10時	本会議	開会 議案等上程 提案理由の説明 議案第1号～議案第9号及び 議案第17号～議案第18号 議案説明 議案第10号～議案第16号（令和 6年度各会計予算） 議案説明 予算審査特別委員会付託 議案第19号 議案説明・質疑・討論・採決 議員提出議案第1号 議案説明・質疑・討論・採決 散会  本会議終了後 予算審査特別委員会
2	3月8日	金	午前9時30分	委員会	予算審査特別委員会
3	3月9日	土		休 会	議案調査
4	3月10日	日		休 会	議案調査
5	3月11日	月		休 会	議案調査
6	3月12日	火		休 会	議案調査
7	3月13日	水		休 会	議案調査
8	3月14日	木		休 会	議案調査
9	3月15日	金	午前10時	本会議	開議 一般質問 議案第1号～議案第9号及び 議案第17号～議案第18号 質疑・討論・採決 予算審査特別委員長報告 議案第10号～議案第16号 採決  閉会

令和6年第1回  
河内町議会定例会会議録 第1号

令和6年3月7日 午前10時20分開会

1. 出席議員 10名

1番	山本	豊君	2番	高橋	利彰君
3番	諸岡	周示君	4番	高橋	稔君
5番	小更	雅之君	6番	服部	隆君
7番	牧山	龍雄君	8番	星野	初英君
9番	大野	佳美君	10番	宮本	秀樹君

1. 欠席議員

なし

1. 出席説明員

町	長	野澤	良治君
総務課	長	諏訪	洋一君
企画財政課	長	北澤	雅志君
農政課	長	寺崎	光則君
まちづくり推進課	長	坂本	紀幸君
秘書広聴課	長	小島	孝裕君
教育	長	鈴木	裕之君
教育委員会事務局	長	足立	誠君
町民課	長	吉田	茂久君
上下水道課	長	石山	茂樹君
都市整備課	長	香取	秀一君
福祉課	長	仲代	直人君
会計課	長	山田	さつき君
税務課	長	石山	哲也君

1. 出席事務局職員

議会事務局 長 伊藤 英樹

## 1. 会議録署名議員

3番 諸岡周示君

5番 小更雅之君

## 1. 議事日程

---

### 議 事 日 程 第 1 号

令和6年3月7日（木曜日）

午前10時20分開会

#### 議事日程

日程1. 会議録署名議員の指名について

日程2. 会期の件について

日程3. 議案第1号 河内町議会政治倫理条例等の一部を改正する条例

議案第2号 河内町職員の育児休業等に関する条例及び河内町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第3号 河内町水道事業給水条例及び河内町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

議案第4号 河内町共同利用施設設置条例の一部を改正する条例

議案第5号 河内町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

議案第6号 河内町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第7号 令和5年度河内町一般会計補正予算（第7号）

議案第8号 令和5年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第9号 令和5年度河内町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第17号 町有財産（旧金江津中学校）の無償貸付の更新契約について

議案第18号 権利の放棄について

日程4. 議案第10号 令和6年度河内町一般会計予算

議案第11号 令和6年度河内町国民健康保険特別会計予算

議案第12号 令和6年度河内町介護保険特別会計予算

議案第13号 令和6年度河内町介護サービス事業特別会計予算

議案第14号 令和6年度河内町後期高齢者医療特別会計予算

議案第15号 令和6年度河内町水道事業会計予算

議案第16号 令和6年度河内町下水道事業会計予算

日程5. 議案第19号 河内町教育委員会委員の任命について

日程 6. 議員提出議案第 1 号 空港対策特別委員会の設置について

1. 本日の会議に付した事件

日程 1. 会議録署名議員の指名について

日程 2. 会期の件について

日程 3. 議案第 1 号

議案第 2 号

議案第 3 号

議案第 4 号

議案第 5 号

議案第 6 号

議案第 7 号

議案第 8 号

議案第 9 号

議案第 17 号

議案第 18 号

日程 4. 議案第 10 号

議案第 11 号

議案第 12 号

議案第 13 号

議案第 14 号

議案第 15 号

議案第 16 号

日程 5. 議案第 19 号

日程 6. 議員提出議案第 1 号

---

午前 10 時 20 分開会

○議長（高橋 稔君） おはようございます。ただいまより令和 6 年第 1 回河内町議会定例会を開会します。

会議に先立ちまして、このたびの令和 6 年能登半島地震によりお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りし、黙禱をささげたいと思います。

○議会事務局長（伊藤英樹君） それでは皆様、御起立お願いします。

〔総員起立〕

○議会事務局長（伊藤英樹君） 黙禱をお願いします。黙禱。

〔黙禱〕

○議会事務局長（伊藤英樹君） 御着席願います。

○議長（高橋 稔君） 改めまして、本日の出席議員は10名です。

よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

○議長（高橋 稔君） 日程1、会議録署名議員の指名でございますが、会議規則第127条の規定により、

3番 諸 岡 周 示 君

5番 小 更 雅 之 君

兩名を指名いたします。よろしく願います。

---

○議長（高橋 稔君） 日程2、会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会は、本日3月7日から3月15日までの9日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日3月7日から3月15日までの9日間と決定いたしました。

なお、会期中の会期日程は、既にお配りしてあります会期日程表のとおりであり、また本日の会議内容は、お手元に配付の議事日程のとおりでありますので、御了承くださるようお願いいたします。

---

○議長（高橋 稔君） 日程3から日程5の審議に入るに当たり、執行部より提案理由の説明を求めます。

野澤町長。

〔町長野澤良治君登壇〕

○町長（野澤良治君） 皆さんおはようございます。本日は、令和6年第1回河内町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

提案理由を御説明申し上げる前に、一言御挨拶申し上げます。

年初めの能登半島地震から2か月が経過しましたが、多くの方々が今もなお不自由な生活を強いられ、不安な日々を過ごされており、改めまして犠牲になられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災されました皆様には心からお見舞いを申し上げます。また、被災者の救済と被災地の復興支援のため御尽力されている方々に深く敬意を表し、被災地の1日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

さて、コロナ禍が収束しつつ社会経済活動が回復する中、国際情勢や円安も影響し、原

油価格、物価高騰という状況が続いておりますが、先月18日まで開催しておりました河内イルミネーションはおかげさまで年々認知度も上がっており、かわち夢楽のグランドオープンとも相まって、にぎわいづくりができたかと思えます。そして、先日オープンいたしましたスポーツパークかわちも、子供から高齢者まで心身の健全な発達を図りながら気楽に楽しめる場所として町内外から多くの方々が集うことにより、まちの活性化にもつなげて、今後さらに魅力あるまちづくりを目指してまいります。

第6次総合計画、そして総合戦略の構想や新庁舎建設等の検討をはじめ、社会保障や教育、子育て環境の充実など喫緊の課題への対応をするため、河内町過疎地域持続的発展計画に基づいた過疎対策事業を推進した新年度予算案並びに関連議案を上程しております。新年度からは行政改革も含め新しい体制で進めてまいりますので、議員の皆様におかれましても体調管理に留意されまして、町発展のために御活躍いただきますようお願い申し上げます。

それでは、今定例会提出案件の提案理由を御説明申し上げます。

議案第1号 河内町議会政治倫理条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本件は、行政手続等における押印の見直し等に伴い、関係する条例の一部を改正するものであります。

議案第2号 河内町職員の育児休業等に関する条例及び河内町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本件は、地方自治法の改正に伴い、関係する条例の一部を改正するものであります。

議案第3号 河内町水道事業給水条例及び河内町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本件は、水道法の改正に伴い、関係する条例の一部を改正するものであります。

議案第4号 河内町共同利用施設設置条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本件は、田川共同利用施設の現在の運用に合わせ、本条例の一部を改正するものであります。

議案第5号 河内町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本件は、医療福祉費支給の対象である重度心身障害者等の給付対象を拡大するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第6号 河内町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本件は、介護保険法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、本条例の

一部を改正するものであります。

議案第7号 令和5年度河内町一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額から270万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ68億1,035万5,000円とするものであります。

議案第8号 令和5年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額から2,400万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億9,692万3,000円とするものであります。

議案第9号 令和5年度河内町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に1,098万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億5,840万2,000円とするものであります。

議案第10号から議案第16号までの令和6年度一般会計予算ほか6件の特別会計予算について御説明申し上げます。

国の経済について、本年1月発表の内閣府月例経済報告では、景気は、このところ一部に足踏みもみられるが、緩やかに回復しているとしており、先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。さらに、令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要があるとされています。

このような状況の中、町の財政運営において、基幹歳入である町税収入につきましては、前年度とほぼ同額の8億2,550万円を見込みました。また、一般財源の柱である地方交付税については、国の地方財政計画等から前年度比5,000万円増の19億円を見込みましたが、その他一般財源の伸びは期待できないことから、基金からの繰入れにより財源の調整を図りました。

歳出につきましては、人事院勧告に伴う給与改定や会計年度任用職員制度導入に伴う人件費や過疎対策事業に係る公債費が大きくなり、義務的経費は増加し続ける傾向にあります。また、普通建設事業につきましては、中央公民館建設事業、みずほスポーツ施設整備事業2期工事等が予定されておりますが、新設認定こども園建設事業等が終了したことにより、前年度比5億9,221万円減の11億2,433万円を計上いたしました。

令和6年度の予算編成に当たっては、今後の人口減少及び高齢化社会を見据え、河内町過疎地域持続的発展計画に基づいた過疎対策事業の推進を図りつつ、限られた財源を効率的、効果的に活用し、将来世代への負担の抑制を図りながら、複雑化、多様化する行政課

題に迅速かつ着実に対応できるよう創意工夫を凝らし、町民ニーズを的確に捉えた予算措置に努め、一般会計は前年度比6%減の58億6,119万円、特別会計を合わせた予算総額は83億6,410万円となり、水道事業会計及び下水道事業会計につきましては、予算書案のとおりとなったところであります。

議案第17号 町有財産（旧金江津中学校）の無償貸付の更新契約について御説明申し上げます。

本件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、町有財産の無償貸付けについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第18号 権利の放棄について御説明申し上げます。

本件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、権利の放棄について、議会の議決を求めるものであります。

議案第19号 河内町教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

本件は、河内町教育委員会委員を任命するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、議案19件について御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 稔君） 御苦労さまでした。提案理由の説明は終わりました。

---

○議長（高橋 稔君） 日程3、議案第1号から議案第9号及び議案第17号から議案第18号を一括して議題といたします。

議案第1号 河内町議会政治倫理条例等の一部を改正する条例について、担当課長に説明を求めます。

諏訪総務課長。

○総務課長（諏訪洋一君） 議案第1号 河内町議会政治倫理条例等の一部を改正する条例の概要について御説明いたします。

本件は、住民の負担を軽減し、利便性向上を図るため、行政手続等における押印の見直しを行うこと及び課設置条例の改正に伴い、河内町議会政治倫理条例等の一部を改正するものであります。

本条例は、令和6年4月1日から施行となります。

以上でございます。

○議長（高橋 稔君） 御苦労さまでした。

次に、議案第2号 河内町職員の育児休業等に関する条例及び河内町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、担当課長に説明を求めます。

諏訪総務課長。

○総務課長（諏訪洋一君） 議案第2号 河内町職員の育児休業等に関する条例及び河内

町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の概要について御説明いたします。

本件は、地方自治法の改正に伴い、関係する条例の一部を改正するものであります。

内容としましては、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関する事項等を定めるため、所要の改正をするもので、令和6年4月1日施行となります。

以上でございます。

○議長（高橋 稔君） 御苦労さまでした。

次に、議案第3号 河内町水道事業給水条例及び河内町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について、担当課長に説明を求めます。

石山上下水道課長。

○上下水道課長（石山茂樹君） 議案第3号 河内町水道事業給水条例及び河内町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の概要について御説明いたします。

本件は、水道法が改正されたことに伴い、関係する2条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、厚生労働大臣が所管している水道整備、管理行政のうち、水質または衛生に関する権限を環境大臣へ、それ以外は国土交通大臣に移管されるため、関係する2条例の一部を改正するものであります。

なお、この条例の施行日は、令和6年4月1日です。

以上でございます。

○議長（高橋 稔君） 御苦労さまでした。

次に、議案第4号 河内町共同利用施設設置条例の一部を改正する条例について、担当課長に説明を求めます。

諏訪総務課長。

○総務課長（諏訪洋一君） 議案第4号 河内町共同利用施設設置条例の一部を改正する条例の概要について御説明いたします。

本件は、田川共同利用施設の現在の運用に合わせ、河内町共同利用施設設置条例の一部を改正するものであります。

本条例は、令和6年4月1日から施行となります。

以上でございます。

○議長（高橋 稔君） 御苦労さまでした。

次に、議案第5号 河内町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について、担当課長に説明を求めます。

吉田町民課長。

○町民課長（吉田茂久君） 議案第5号 河内町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の概要について御説明いたします。

本件は、医療福祉費支給の対象である重度心身障害者等について、身体障害者手帳4級及び療育手帳B（IQ50以下）の重複所持者、身体障害者手帳3級または4級及び精神障害者保健福祉手帳2級の重複所持者並びに精神障害者保健福祉手帳2級及び療育手帳B（IQ50以下）の重複所持者を重度心身障害者等として新たに取り扱うため、本条例の一部を改正するものであります。

施行日は、令和6年4月1日になります。

以上です。

○議長（高橋 稔君） 御苦労さまでした。

次に、議案第6号 河内町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、担当課長に説明を求めます。

仲代福祉課長。

○福祉課長（仲代直人君） 議案第6号 河内町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要について御説明申し上げます。

本件は、介護保険法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでありまして、主任介護支援専門員の定義規定が不明確であったこととして、再度明確に規定するものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行となります。

以上です。

○議長（高橋 稔君） 御苦労さまでした。

次に、議案第7号 令和5年度河内町一般会計補正予算（第7号）について、担当課長に説明を求めます。

北澤企画財政課長。

○企画財政課長（北澤雅志君） 議案第7号 令和5年度河内町一般会計補正予算（第7号）の概要について御説明申し上げます。

本件は、令和5年度河内町一般会計補正予算でありまして、既定の予算額から270万4,000円を減額し、予算総額を68億1,035万5,000円とするもので、歳入歳出予算について補正するものであります。

第1表の歳入歳出予算のうち、8ページになります。

歳入の主なものといたしまして、国庫支出金の民生費国庫補助金につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として6,307万8,000円を増額。

9ページになります。

繰入金の基金繰入金につきましては、基金の取崩しを減額するもので、繰越金につきましては、実績に合わせ増額するものでございます。その他各目につきましては、事業費の

確定に伴い、補正をするものでございます。

歳出の主なものといたしまして、主に職員給与費や事業費等の減額、委託料、工事請負費等の入札による契約差金など実績に合わせ、各目において補正するものでございます。

10ページを御覧ください。

総務費の基金費につきましては、新庁舎整備基金積立金として3億円を計上いたしました。

また、11ページになります。

民生費の社会福祉費に、物価高騰対応重点支援給付金事業費として6,313万4,000円を計上いたしました。

ページ戻りまして、4ページになります。

第2表の繰越明許費につきまして、戸籍情報システム改修業務のほか4事業の完了が令和6年度と見込まれることから、総額7,107万9,000円を追加するものでございます。

また、5ページになります。

第3表の債務負担行為補正につきましては、契約が複数年にわたるため及び令和6年度以降に契約の履行が必要なもので適正な契約行為を行うため、設定をするものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 稔君） 御苦労さまでした。

次に、議案第8号 令和5年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、担当課長に説明を求めます。

吉田町民課長。

○町民課長（吉田茂久君） 議案第8号 令和5年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の概要について御説明いたします。

本件は、令和5年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でありまして、歳入歳出予算の総額から2,400万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億9,692万3,000円とするものであります。

歳入といたしまして、国民健康保険税2,400万円を減額するものであります。

歳出といたしまして、国民健康保険事業費納付金2,400万円を減額するものであります。

以上です。

○議長（高橋 稔君） 御苦労さまでした。

次に、議案第9号 令和5年度河内町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、担当課長に説明を求めます。

仲代福祉課長。

○福祉課長（仲代直人君） 議案第9号 令和5年度河内町介護保険特別会計補正予算（第3号）の概要について御説明申し上げます。

本件は、令和5年度河内町介護保険特別会計補正予算（第3号）でありまして、既定の予算額に1,098万4,000円を追加し、予算の総額を13億5,840万2,000円とするもので、歳入歳出予算について補正するものであります。

歳入につきましては、国庫支出金256万3,000円、繰越金5,286万4,000円を増額し、繰入金4,444万3,000円減額するものであります。

歳出につきましては、介護予防サービス等諸費300万円、基金積立金7,000万円を増額し、総務費601万6,000円、保険給付費5,300万円を減額するものであります。

以上です。

○議長（高橋 稔君） 御苦労さまでした。

次に、議案第17号 町有財産（旧金江津中学校）の無償貸付の更新契約について、担当課長に説明を求めます。

北澤企画財政課長。

○企画財政課長（北澤雅志君） 議案第17号 町有財産（旧金江津中学校）の無償貸付の更新契約についての概要について御説明申し上げます。

本件は、令和5年8月1日から貸付期間8か月間の建物使用貸借更新契約が満了するに当たり、無償貸付けの契約更新について、議会の議決を求めるものでございます。

廃校となりました旧金江津中学校を「ドローンフィールドKAWACHI」として再活用し、ドローンの研究開発場として今後も継続して実証実験事業に取り組むことを目的としております。

契約期間満了に伴い、相手方、株式会社アイ・ロボティクスにより契約更新の申出がありましたので、当該町有財産の貸付けにつきまして、建物使用貸借更新契約の更新について、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

1、無償貸付けの相手方。所在地、東京都渋谷区道玄坂1-16-6、二葉ビルGUILD Dogenzaka 2階6号室。名称、株式会社アイ・ロボティクス。代表、安藤嘉康。

2、無償貸付けの期間。令和6年4月1日から令和7年3月31日まででございます。

以上でございます。

○議長（高橋 稔君） 御苦労さまでした。

次に、議案第18号 権利の放棄について、担当課長に説明を求めます。

北澤企画財政課長。

○企画財政課長（北澤雅志君） 議案第18号 権利の放棄についての概要について御説明申し上げます。

本件は、本町及び龍ヶ崎市の所有する牛久沼土地に、その所有する建物を撤去せずにいる相手方に対する損害賠償請求権でございます。

当該建物につきましては、平成23年に発生した東日本大震災により使用困難となって以降、廃墟状態となっており、治安や景観の維持も含めた適切な管理の観点から、当該土地に残されている建物の撤去を目的として取組を進めてきたものでございます。

その解決手段の一つとして、訴訟による方法がありますが、解決までに相当の時間を要することが考えられることに加え、強制執行を行使した場合の費用の負担及びその改修に伴うリスクが考えられます。一方で、適切な管理につながることを期待でき、当該土地の活用を希望している第三者に建物を譲渡することにより、当該状態の解消を図る方法もありますが、その場合には相手方の条件であるこれまでの期間に係る賃料相当額の免除を受け入れる必要があります。

これらを比較検討した場合、訴訟を回避し、当該建物の第三者への譲渡を促すことによる方法のほうが得られる経済的メリットなどが極めて大きいと考え、当該損害賠償権を放棄しようとするものであり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、本件につきましては、龍ヶ崎市長からも御理解をいただきたい旨の依頼を受けているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 稔君） 御苦労さまでした。議案の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第9号及び議案第17号から議案第18号の計11件については、本日は議案調査のため説明のみにとどめ、3月15日に質疑、討論、採決をいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

---

○議長（高橋 稔君） 日程4、議案第10号から議案第16号を一括して議題といたします。

議案第10号から議案第16号の計7議案は、令和6年度河内町各会計予算でございます。

お手元に各会計予算の概要について資料があると思いますが、ここで予算の概要について説明を求めます。

初めに、議案第10号、一般会計について。

北澤企画財政課長。

○企画財政課長（北澤雅志君） 議案第10号 令和6年度河内町一般会計予算の概要について御説明申し上げます。

令和6年度河内町一般会計予算は、歳入歳出総額58億6,119万8,000円で、前年度比6%の減額となっております。

歳入、別表1を参照ください。

一般会計の歳入構成につきましては、町税、地方交付税で歳入全体の46.5%を占めており、続いて町債14.5%、繰入金10.8%、諸収入8.4%の順になっております。

前年度当初予算と比較すると、地方交付税、国庫支出金、県支出金、寄附金が増額となり、一方で諸収入、町債が減額となっております。

次に、主な歳入項目について御説明申し上げます。

まず、町税でございます。町税予算は8億2,550万7,000円で、前年度比0.3%減となりましたが、前年度とほぼ同額を見込んでおります。また、たばこ税につきましては、喫煙人口の減少が見込まれますが、前年度実績を踏まえ計上したものでございます。

地方交付税。本町の大きな収入減となっている地方交付税については、令和6年度地方財政計画の概要により増額を見込み、前年度比2.7%増の19億1,000円を計上しております。

諸収入。諸収入は、みずほスポーツ施設整備工事に係るスポーツ振興くじ助成金等の減額により、前年度比3.6%減の4億9,064万2,000円を計上しております。

町債。別表4を参照ください。町債は、過疎対策事業債として8億3,700万円を計上いたしました。また、臨時財政対策債は、令和6年度地方財政計画の概要を踏まえ、1,000万円を限度として計上しております。

続きまして、歳出になります。

目的別歳出。別表2を参照ください。歳出予算を目的別に見ますと、最も構成比が高いものは民生費の24.6%で、以下、教育費22.8%、総務費14.4%の順となっております。前年度当初予算と比較いたしますと、総務費、教育費等が増額となり、一方で民生費、商工費等が減額となっております。

次に、性質別歳出でございます。

別表3を参照ください。歳出予算を性質別に見ますと、最も構成比の高いものは補助費の22.9%、以下、普通建設事業費19.2%、人件費18.6%、物件費16.2%の順となっております。本年度の普通建設事業費につきましては、中央公民館建設事業、みずほスポーツ施設整備工事2期工事等の過疎対策事業が予定されておりますが、新設認定こども園建設事業等が終了したことにより、前年度比34.5%減の11億2,433万3,000円となっております。その他、前年度当初予算と比較いたしますと、物件費、積立金等が増額となり、一方で補助費等、繰出金等が減額となっております。

以上でございます。

○議長（高橋 稔君） 御苦労さまでした。

次に、議案第11号、国民健康保険特別会計について。

吉田町民課長。

○町民課長（吉田茂久君） 議案第11号 令和6年度河内町国民健康保険特別会計予算の概要について御説明いたします。

令和6年度河内町国民健康保険特別会計予算の総額は、前年度に比べ3,261万8,000円を

減額し10億8,579万9,000円で、歳入歳出の主なものは次のとおりです。

歳入につきましては、国民健康保険税1億9,515万7,000円、県支出金7億3,188万3,000円、繰入金1億5,768万6,000円。

歳出につきましては、総務費3,387万9,000円、保険給付費7億1,216万9,000円、国民健康保険事業費納付金3億601万8,000円、保険事業費2,216万9,000円、予備費1,000万円となっております。

以上です。

○議長（高橋 稔君） 御苦労さまでした。

次に、議案第12号、介護保険特別会計について。

仲代福祉課長。

○福祉課長（仲代直人君） 議案第12号 令和6年度河内町介護保険特別会計予算の概要について御説明申し上げます。

令和6年度河内町介護保険特別会計予算の総額は、前年度に比べ5,146万8,000円を減額し12億4,666万3,000円で、歳入歳出の主なものは次のとおりです。

歳入につきましては、保険料2億3,780万4,000円、国庫支出金2億7,750万円、支払基金交付金3億1,983万4,000円、県支出金1億7,774万6,000円、繰入金2億2,907万8,000円、繰越金469万4,000円です。

歳出につきましては、総務費3,987万7,000円、保険給付費11億6,120万3,000円、地域支援事業費4,227万4,000円でございます。

以上です。

○議長（高橋 稔君） 御苦労さまでした。

次に、議案第13号、介護サービス事業特別会計について。

仲代福祉課長。

○福祉課長（仲代直人君） 議案第13号 令和6年度河内町介護サービス事業特別会計予算の概要について御説明申し上げます。

令和6年度河内町介護サービス事業特別会計予算の総額は、前年度に比べ107万1,000円を増額し1,241万7,000円で、歳入歳出の主なものは次のとおりです。

歳入につきましては、手数料285万8,000円、繰入金955万8,000円。

歳出につきましては、総務費816万7,000円、サービス事業費395万円となっております。

以上です。

○議長（高橋 稔君） 御苦労さまでした。

次に、議案第14号、後期高齢者医療特別会計について。

吉田町民課長。

○町民課長（吉田茂久君） 議案第14号 令和6年度河内町後期高齢者医療特別会計予算の概要について御説明いたします。

令和6年度河内町後期高齢者医療特別会計予算の総額は、前年度に比べ1,773万8,000円を増額し1億5,802万6,000円で、歳入歳出の主なものは次のとおりです。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料1億1,429万3,000円、繰入金4,059万9,000円。

歳出につきましては、総務費198万6,000円、後期高齢者医療広域連合納付金1億5,068万2,000円、保健事業費404万7,000円になります。

以上です。

○議長（高橋 稔君） 御苦労さまでした。

次に、議案第15号、水道事業会計について。

石山上下水道課長。

○上下水道課長（石山茂樹君） 議案第15号 令和6年度河内町水道事業会計予算の概要について御説明いたします。

令和6年度河内町水道事業会計予算は、第3条収益的収入及び収益的支出の予定額の総額を、前年度に比べ1,365万6,000円減額し2億3,822万8,000円とし、第4条資本的支出の予定額の総額を、前年度に比べ2,228万2,000円を増額し1億982万1,000円とし、資本的収入額が資本的支出額に不足する財源は、現年度分消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

1、第3条収益的収入及び収益的支出。

4ページを御参照ください。

収益的収入。営業収益2億2,677万1,000円のうち、給水収益は2億2,262万円。営業外収益1,145万7,000円のうち、一般会計補助金は948万2,000円とするものでございます。

5ページを御参照ください。

収益的支出。営業費用2億3,660万2,000円の主なものは、総係費4,628万6,000円、原水及び浄水費1億2,318万7,000円、配水及び給水費985万3,000円、減価償却費5,627万3,000円とするものでございます。営業外費用62万4,000円のうち、企業債支払利息は32万3,000円、加入補助金は30万円でございます。

2、第4条資本的収入及び支出。

6ページを御参照ください。

資本的支出。資本的支出1億982万1,000円のうち、建設改良費7,918万9,000円、企業債償還金3,063万2,000円でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 稔君） 御苦労さまでした。

次に、議案第16号、下水道事業会計について。

石山上下水道課長。

○上下水道課長（石山茂樹君） 議案第16号 令和6年度河内町下水道事業会計予算の概

要について御説明いたします。

令和6年度河内町下水道事業会計予算は、第3条収益的収入及び支出の予定額を2億2,018万8,000円、第4条資本的収入の予定額を7,702万3,000円、資本的支出の予定額を1億5,792万8,000円とし、資本的収入が資本的支出に対し不足する額は、消費税資本的収支調整額143万8,000円、過年度分損益勘定留保資金1,205万1,000円及び当年度分損益勘定留保資金6,741万6,000円で補填するものでございます。

第3条収益的収入及び支出。

6ページを御参照ください。

収益的収入。営業収益4,107万9,000円の主なものとしましては、下水道使用料4,100万円でございます。営業外収益1億7,910万9,000円の主なものとしましては、一般会計負担金9,917万7,000円、一般会計補助金218万3,000円、国県等補助金330万円及び長期前受金戻入7,444万5,000円でございます。

7ページを御参照ください。

収益的支出。営業費用1億9,847万5,000円の主なものとしましては、管渠費794万9,000円、流域下水道維持管理負担金1,711万7,000円、総係費1,414万9,000円及び減価償却費1億5,491万2,000円でございます。営業外費用は、企業債支払利息1,871万2,000円でございます。

第4条資本的収入及び支出。

8ページを御参照ください。

資本的収入。資本的収入7,702万3,000円の主なものとしましては、企業債190万円及び一般会計出資金7,457万1,000円でございます。

資本的支出。資本的支出1億5,792万8,000円の主なものとしましては、建設改良費2,385万5,000円及び企業債償還金1億3,357万3,000円でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 稔君） 御苦労さまでした。予算の概要説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております令和6年度各会計予算についての質疑は予算審査特別委員会において行うこととし、質疑を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 異議なしと認めます。よって、質疑を省略することに決定をいたしました。

お諮りいたします。

議案第10号 令和6年度河内町一般会計予算から議案第16号 令和6年度河内町下水道事業会計予算まで以上7議案につきましては、議長を除く議員全員を委員とする予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 異議なしと認め、予算審査特別委員会を設置し付託することに決定いたしました。

これにより予算審査特別委員会を開催し、正副委員長を互選願います。

暫時休憩いたします。

午前 1 1 時 1 5 分休憩

---

午前 1 1 時 1 6 分開議

○議長（高橋 稔君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に予算審査特別委員会の正副委員長が決まりましたので、私から報告をいたします。

予算審査特別委員会の委員長に大野佳美君、副委員長に高橋利彰君、以上でございます。

予算審査特別委員会の日程は、お手元に配付の予算審査特別委員会開会予定表のとおりです。十分なる審査の上、来る 3 月 15 日の本会議に審査結果を報告されるようお願いいたします。

---

○議長（高橋 稔君） 日程 5、議案第 19 号 河内町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

諏訪総務課長。

○総務課長（諏訪洋一君） 議案第 19 号 河内町教育委員会委員の任命についての概要を御説明いたします。

河内町教育委員会委員田仲 光氏が、令和 6 年 3 月 10 日をもって任期満了となることに伴い、同氏を再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めます。

以上でございます。

○議長（高橋 稔君） 御苦労さまでした。

議案第 19 号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 19 号を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔「賛成者起立」〕

○議長（高橋 稔君） 起立全員であります。よって、議案第 19 号は原案のとおり同意す

ることに決しました。

---

○議長（高橋 稔君） 日程 6、議員提出議案第 1 号 空港対策特別委員会の設置についてを議題といたします。

本件について、提出者から提案理由の説明を求めます。

3 番 諸岡周示君、登壇願います。

〔3 番 諸岡周示君 登壇〕

○3 番（諸岡周示君） 議員提出議案第 1 号 空港対策特別委員会の設置についての提案理由の説明を行います。

本件につきまして、騒音区域を有する本町にとって騒音問題等は極めて重要であり、成田国際空港株式会社が実施する環境対策や地域共生策の実態等を調査、研究する必要があると思料されます。空港と共存共栄を図り、町民がよりよい生活を送れるように、議会においても一層積極的に取り組むことを目的とした 6 名の委員をもって構成する空港対策特別委員会の設置を提案するものであります。

皆様方の御賛同をお願いし、提案理由の説明を終わります。

○議長（高橋 稔君） 御苦労さまでした。提案理由の説明は終わりました。

議員提出議案第 1 号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議員提出議案第 1 号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔「賛成者起立」〕

○議長（高橋 稔君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第 1 号は原案のとおり可決することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました空港対策特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 2 項の規定に基づき、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 異議なしと認めます。したがって、空港対策特別委員会の委員はお手元に配付した名簿のとおり選任することに決定しました。

これにより空港対策特別委員会を開催し、正副委員長を互選願います。

暫時休憩します。

午前 11 時 21 分 休憩

---

午前11時22分開議

○議長（高橋 稔君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

休憩中に空港対策特別委員会の正副委員長が決まりましたので、私から報告いたします。

空港対策特別委員会の委員長に諸岡周示君、副委員長に服部 隆君、以上でございます。

---

○議長（高橋 稔君） 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

次回は、3月15日午前10時より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時23分散会